

(2018年12月6日講演)

8. ブレトンウッズ体制の成立と変容

成城大学経済学部 教授 浅井良夫委員

ブレトンウッズ体制の構築と崩壊が私に与えられたテーマだが、ここでは構築と崩壊でなく、構築と変容に改めさせて頂いた。その理由については、後ほど報告の中で説明したいと思う。

私の専門は日本経済史であり、近年は第二次世界大戦後、主として戦後の復興期から高度成長期のIMFや世銀と日本との関係を経済外交史的に勉強している。このような大きなテーマを論じるに私はふさわしくないかもしれないが、この研究会は名うての論客ぞろいであるので、私が不用意な発言をしても直ちにカバーしていただくと期待している。

さて、ブレトンウッズ体制期は先進国における成長と安定の時期と重なっているために、一種の成功体験として語り継がれている。しかし、その期間は約25年間にすぎない。25年間というのは、IMFが原加盟国の為替レートを決定した1946年12月から、ニクソン声明の1971年8月である。しかも、IMF協定がほぼ完全に履行されていた期間に限定すれば、わずか9年間にすぎない。西欧の主要通貨の交換性が回復して、為替自由化が基本的に実現したのが1958年の12月、そして、はやくも1968年の3月には、金の二重価格制の公認によって民間市場においてドルが金の裏付けを失うことになる。このように、厳密に考えれば、ブレトンウッズ体制は9年間という、わずかな期間しか続かなかったことになる。「ブレトンウッズ体制はなぜかくも安定的であると同時に、短期間しか持続しなかったのか」というMichael Bordoの問いかけは、まことに的を射ていると思う。

このように短期間しか続かなかったとすれば、果たしてブレトンウッズ協定によって成立した金ドル本位制を体制と言っているのかという疑問が湧いてくる。ブレトンウッズ体制を戦後の国際経済秩序とみなすのであれば、金ドル固定相場制だけで捉えるのは狭過ぎるのではないだろうか。国際経済秩序と呼ぶのであれば、より広範な内容を盛り込む必要があるのではないか、というのが私の問題意識である。

それでは、より広い国際関係の中に位置付け、より豊富な内容を含めるとすれば、どういう観点があり得るのか。以下、3つの観点を提示する。

第1点は、ブレトンウッズ体制を対外均衡と国内均衡を両立させる国際経済システムと見る考え方である。最近、David M. Andrews という国際政治学者が、国際通貨体制を意味するブレトンウッズ・システムと、より大きな戦後の国際経済秩序、すなわち国際的な自由貿易と各国の自立的な経済政策を両立させる国際秩序とを区別するために、「ブレトンウッズ秩序」(Bretton Woods Order) という概念を提起している。Andrewsによれば、国際

通貨体制のブレトンウッズ・システムは 1971 年に崩壊したが、「ブレトンウッズ秩序」のは今日まで持続していることになる。

この Andrews の議論は、国際政治学で非常に強い影響力を持っている John G.Ruggie の「埋め込まれた自由主義論」をベースにしている。Ruggie は、第二次世界大戦後の自由主義は経済ナショナリズムと多角的経済自由主義との妥協の産物であり、それは 19 世紀の資本主義とは本質的に異なっているという説を唱えている。

戦間期の再建金本位制が崩壊したのは、キンドルバーガー(Charles P.Kindleberger)のようにヘゲモニー国が存在しなかったからとするのではなく、市場と社会を媒介する機能をまだ国家が十分に果たせなかったからであると見る。そして、第 2 次世界大戦後のブレトンウッズ体制において市場と社会との結合が国際世界において実現したことを高く評価する。こうした Ruggie や Andrews の「埋め込まれた」という概念が、Karl Polanyi の著書『大転換』に由来していることは言うまでもない。

第 2 の論点は、国際資本移動規制に着目する見方である。ブレトンウッズ体制が国際的な資本移動規制を前提にしたシステムであることは昔から知られていたが、資本移動規制と自由化に関する歴史的な研究が始まったのは最近である。1980 年代以降、とりわけ 90 年代の国際資本移動の活発化に触発される形で、国際資本移動規制に関する歴史研究が次々に現れた。そのうち最も先駆的で代表的な仕事が、ヘライナー(Eric Helleiner)の『国家とグローバル金融』であり、最近翻訳も出ている。

国際資本移動規制は、1930 年代に各国で導入され、80 年代以降撤廃されていくので、国際資本移動規制の期間はブレトンウッズ体制の金ドル固定レート制よりも長く、約半世紀にわたる。

第 3 の視点が、IMF だけではなく、他の国際機関も含めてブレトンウッズ体制を見る必要があるということである。教科書的にはブレトンウッズ機関とは IMF と世銀を指すが、ブレトンウッズ体制論では、世銀が軽視されるのが常である。戦後の国際経済秩序を支えていた、国連や BIS はなおさら、無視される傾向にある。こうした多様な国際機関も含めて、ブレトンウッズ体制を論じる必要があるだろう。

国際機関に関する歴史的な研究は最近少しずつ進んでおり、例えば BIS については、Gianni Toniolo と Piet Clement による浩瀚な社史や、矢後和彦氏の『国際決済銀行の 20 世紀』が刊行されている。国連については、開発経済学者 John Toyne の共著、『国連と世界政治経済』が、非常に優れた歴史研究である。

本日はこの、以上の 3 つの論点を念頭に置き、第 1 に BIS を中心とする中央銀行間協力、第 2 に国際資本移動規制、第 3 に開発の問題を、ブレトンウッズ会議およびブレトンウッズ機関の中核である IMF との関連で論じてみたい。

その前にまず、ブレトンウッズ体制のブレトンウッズ会議とブレトンウッズ協定の成立の経緯を、年表風に、簡単におさらいをしておきたい。

発端は、1941 年 8 月にローズヴェルトとチャーチルとの会談後に発表された大西洋憲章

である。この憲章において、自由・無差別・多角主義と、雇用と成長のための国際協力がうたわれた。そして、この2点は、1942年2月の米英間のレンドリース協定の第7条において、より明確な形で規定された。

大西洋憲章を実現するための国際機関を新設すべく、英米両国間の協議が1943年9月から始まり、44年4月に英米案ができた。その案をもとに、同年の7月に連合国44か国によるブレトンウッズ会議が開かれた。

ブレトンウッズ会議の翌年の1945年の8月に第二次大戦が終わると、アメリカはイギリスに対してレンドリースの打ち切りを宣言した。戦時援助の打ち切りで、窮地に陥ったイギリスは、アメリカに新規の経済援助を求め、9月から英米借款交渉が行われた。その際にイギリスは37億5,000万ドルの援助を受けることができたが、アメリカに足元を見られて、見返りに、借款協定の発効後1年以内のポンドの交換性の回復を約束させられることになった。これによって、IMF協定では為替自由化まで5年間の猶予があったのが、わずか1年間に短縮されることになった。

翌年の46年3月には、アメリカのサヴァンナにおいてIMFと世銀の創立総会が開催され、47年3月に開業に至る。英米金融協定にもとづいて、47年7月にポンドの交換性が回復されたが、多額のドルの流出によって数週間しかもたずに、8月には交換停止に追い込まれた。アメリカの性急な為替自由化政策は、イギリスの挫折によって、実現の目途は立たなくなった。

ブレトンウッズ機関設立のための協議と並行して、連合国間の貿易通商面での交渉も行われた。その立役者は、無差別主義、多角主義の理念に立つアメリカの国務長官コーデル・ハル(Cordell Hull)である。1943年9月にワシントンで通商協力に関する非公式の会談が始まり、約2年間のブランクの期間を挟んで、45年9月に英米妥協案が成立する。46年10月、11月には国連の貿易会議設立のための準備委員会が開催され、ITO(国際貿易機構)の成立には至らなかったものの、1947年4月にはGATT成立に漕ぎつけた。

ブレトンウッズ体制の初期を多角主義の挫折の歴史として描いたのが、有名なガードナー(Richard N.Gardner)の『国際通貨体制成立史』というタイトルで翻訳されている、*Sterling-Dollar Diplomacy*である。ただし、中身は国際通貨体制よりも、貿易の多角主義の計画と挫折に力点が置かれている。そこでは英米の二大国の関係を軸に、ブレトンウッズ協定とGATT協定の成立史が描かれている。最近出たステイル(B.Steil)の『ブレトンウッズの闘い』も、基本的に同じような構図で書いており、ガードナーの著書の延長線上にあると言える。

このガードナーの本では、1956年の初版と69年の改訂版で、ブレトンウッズ体制に対する評価が180度転換している点が注目される。初版においては、アメリカが全世界的な視野に立った「普遍主義」に固執し、英米協調を軽視したことが多角貿易の復活の失敗につながったと、ブレトンウッズ会議を非常にネガティブに評価している。初版では、ウィリアムズ(John H.Williams)のキーカレンシー・アプローチのほうが現実的だったとして、ケ

インズやホワイトよりも高い評価を与えている。

しかし、改訂版では、「世界秩序の決定を事実上独占していたポンド・ドルの外交も過去のものとなった」という認識にもとづいて、IMF、世銀、GATT は普遍主義に立ったからこそ、世界の国々を結合する手段になり得たと、ブレトンウッズ=GATT 体制に高い評価を与えている。68年に創設されたSDRを賞賛し、ブレトンウッズ会議から25年を経て、ケインズがホワイトに勝ったのだと言っている。

ケインズ対ホワイトという構図で捉えるにせよ、ケインズ・ホワイト対ウィリアムズという構図で見ると、従来のブレトンウッズ会議の歴史理解は、あまりにもブレトンウッズ会議ですべて白黒がついたかのように描きすぎているように思う。外交交渉であるから、あいまいな形で残された部分もあるのは当然であるし、当時まだ見通せなかった問題も多々あった。玉虫色の部分がたくさんあって、それが時間をかけて白黒がつけられていったというのが現実の歴史ではないだろうか。

そこで、先に挙げた3つの問題のうち、BIS（国際決済銀行）について触れていきたい。BISは1944年のブレトンウッズ会議のときにいったん解散が決議されるが、その後、その決議が実行されずに、BISは復活を果たした。中央銀行協力の100年間ほどの歴史の中で、この出来事をどのように見たらよいのであろうか。Ckaudio Borio と Gianni Toniolo の論文によれば、中央銀行協力のレベルが最低であったのは1930年代とされる。30年代は中央銀行の独立性も損なわれた時期であり、そうした事態の1つの帰結が1944年のBIS解散決議だったのではないかと私は考える。

BISは、第一次世界大戦のドイツ賠償に関するヤング・プランの実施機関として企画され、そこに中央銀行間協力というもう1つの目的が加わって、1930年1月に7つの中央銀行によってバーゼルで設立された。ヤング・プラン（ヤングは、モルガン商会と関係の深かったアメリカ人）は、賠償請求権の証券化案である。

ヤング・プランの立案を並行して、中央銀行間の協力が模索される動きが存在した。中央銀行間協力機関の設立構想の濫觴は、1925年にイングランド銀行総裁のモンタギュー・ノーマン(Montagu Norman)が提起した中央銀行の国際協力のクラブであると言われる。この構想がヤング・プランの実施と結びついて、1930年2月にBISが発足した。まさに世界大恐慌が勃発した直後であった。そのため、ドイツの賠償支払いは行き詰まり、ヤング・プランも実施の目途が立たなくなり、31年7月にはアメリカによるフーバーモラトリウムが宣言されるに至った。その翌年には、ドイツに対する賠償請求権が実質的に放棄されることになる。このようにBISは設立から2年もたたないうちに、みずからの役割の主要な部分を失い、存続の危機に直面した。

1930年代のBISは氣息奄々という状態であった。この時期には、細々と、金預金取引業務（各国中央銀行から金を預かる業務）を営んでいた。おころが、金預金をめぐり、ナチスドイツが絡んだ疑惑が30年代末に発生した。1つは、1939年にドイツがチェコスロバキア併合の際に、BISに預金されていたチェコスロバキアの金をライヒスバンクに勝手に移

したという問題である。もう 1 つは、ドイツに略奪されたベルギー国立銀行の金準備の一部が BIS に預けられたという疑惑であった。

BIS の本部が置かれたバーゼルはドイツとの国境に近く、BIS の幹部はライヒスバンクやドイツの銀行とは日常的に密接な接触をしていた。そのため、BIS は連合国から親独的な機関とみなされることになった。当時、イギリスで経済ジャーナリストとして活躍していたアインチヒ (Paul Einzig) は、とりわけ BIS を強く非難する論調を張っていた。こうした経緯から、1944 年 7 月にブレトンウッズ会議でノルウェーの代表から BIS の清算の提案がなされると、誰も正面から異議を唱えることができず、BIS をできるだけ早い時期に清算することが決議されたのである。

しかし、当初、BIS の清算に積極的だったアメリカは、ローズベルト大統領の死後、モーゲンソー財務長官とホワイトが失脚したために、BIS の清算を積極的には主張しなくなり、結局、BIS の清算はなされなかった。

そして、まもなく BIS は、欧州決済同盟、EPU を足掛かりにして 40 年代末から 50 年代にかけて復活していくことになる。EPU は二国間の相互決済を多角化する仕組みであり、第二次世界大戦後のドル不足の中で西欧諸国間の貿易を拡大することが目的であった。最初の協定が結ばれたのが 1947 年 11 月であり、48 年 10 月、49 年 9 月と 1 年ごとに更新され、50 年に EPU (欧州決済同盟) が成立した。EPU については田中委員がご専門なのでここでは立ち入らないが、ここでは、EPU に対する IMF と BIS との姿勢の違いが、その後の BIS の発展の岐路になった点を指摘しておきたい。

まず、1947 年 11 月に第 1 次相殺協定が発足したときに、BIS がいち早く代表を送り込んで、積極的な協力姿勢を示したのに対して、IMF は代表を送らず、多角的相殺機構の代理人のポストを BIS に奪われる結果になった。さらに、48 年 4 月にマーシャル援助 (ERP 欧州復興計画) が始まると、IMF はマーシャル援助をもらっている国に対しては融資をしないという決定をする (ERP 決定)。IMF の乏しい資金をマーシャル援助の後まで温存しようという目的だったといわる。マーシャル援助においては、アメリカの援助資金の一部が決済資金として EPU が用いることが認められた。こうして、EPU はマーシャル援助の配分機関である OEEC の下に置かれることになり、OEEC-EPU-BIS という関係が出来上がり、IMF は排除される形になった。

1952 年にマーシャル援助が終わると、IMF は EPU 諸国への融資を再開したが、もはや EPU と BIS との強い関係を突き崩すことはできず、その後の西欧諸国間の通貨システムは、IMF の普遍主義と、BIS のリージョナリズムとの二重構造のもとで進化していった。さらに 1950 年代後半以降になると、BIS は欧州の枠を超えて国際金融システム全体に影響を及ぼすようになる。この点について、3 つほど指摘しておきたい。

第 1 は、BIS を代表する人物であるペール・ヤコブソン (Per Jacobsson) が 1956 年 12 月に IMF の専務理事に就任したことである。ヤコブソンはスウェーデン出身のエコノミストで、1920 年代には国際連盟に勤め、1931 年に新設された BIS の金融経済局長に就任する。

その後、25年にわたって BIS に勤務するが、ヤコブソンが BIS から IMF に迎え入れられたのは、当時の共和党アイゼンハワー政権の経済思想がヤコブソンに近かったからだと考えられる。ヤコブソンはヴィクセル (J.G.Knut Wicksell) から非常に強い影響を受けた人物である。経済理論的には政府の関与を嫌い、インフレを恐れる自由主義者であった。また、金に強いこだわりを持つ貨幣数量論者でもあった。従って、ケインズに対しては批判的な立場をとっていた。そういう人物が、IMF のトップに立ったことは、1950 年代末の IMF が、ブレトンウッズ会議の時の IMF の理念とはかなりかけ離れたところに位置したことを意味するかと思う。

第 2 は、1960 年代に入ると、BIS が欧州的な存在から、アメリカや日本も含む世界的な存在に脱皮していき、60 年代の固定相場制を支える重要な役割を果たすようになる。BIS を中核として中央銀行間のスワップ網が形成され、64 年、66 年にはイギリスに対するポンドの救済措置において BIS が主導的な役割を果たす。また、BIS は 1961 年 10 月の金プール制の創設の中心にもなる。

第 3 に、非公式的な金融機構に対する BIS の支援として G10 が挙げられる。1962 年 1 月に GAB (一般借入協定) が設けられた。IMF の資金不足を補強するという目的で先進 9 カ国によってつくられたものである。GAB の発足時に、出資 9 カ国が運営権をみずからの手に確保するために、IMF への資金運営の委託を拒否するという事態が起きた。その結果、IMF の資金を補うシステムであるにもかかわらず、IMF の理事会は GAB に関与できなくなった。この GAB 出資国が、G10 (先進 10 カ国蔵相・中央銀行総裁会議) の土台となった。G10 の下部組織として OECD 経済政策委員会がつくられ、その下に、通貨金融問題を担当する第 3 作業部会 (Working Party 3) がつくられた。このようにして、1960 年代に国際通貨制度に関する意思決定の場が、実質的に IMF 理事会から正式の国際機構ではない G10 に移った。その際に、G10 の事務局になったのが BIS であった。

次に、第 2 の論点である国際資本移動規制について触れたい。対外均衡と国内均衡を両立させる仕組みとして IMF 協定の中に組み込まれたのが、アジャスタブルペッグ (adjustable peg) 制と国際資本移動規制である。ここでは国際資本移動規制について見ていきたい。

IMF 協定の第 6 条第 3 項に、加盟国は国際資本移動の規制に必要な管理を実施することができるという規定がある。しかし、貿易取引は一般に信用が伴うので、片方で經常取引について為替を自由化しながら、他方で資本移動を規制するという事は、しよせん無理である。このように矛盾を含んだ規定になったのは、IMF 協定そのものが妥協の産物だったためである。

もともとのケインズ案は非常に論理明解であった。ケインズ案の起源はドイツの「新秩序」構想にあった。ケインズ派、ナチスドイツのシャハト (Hjalmar Schacht) ・フンク (Walther Funk) 流の為替清算協定の多角化構想にヒントを得て、自らの案を作った。それは、民間の為替市場の存在を実質的に否定する案であった。

ケインズ案の起源の1つがナチスドイツにあることは、1978年に Armand Van Dormeal の本ですでに指摘をされていたが、岩本武和氏が、国際資本移動規制との関係をさらに詳細に明らかにした研究を近年出版した。Van Dormeal は、枢軸国は緒戦において非常に勢いがあり、1940年の春までに大陸ヨーロッパの大部分を支配下に収めた、だから、戦後構想において、枢軸国が先行したのは当然だと言っている。この時点では、イギリスはまだ自国の生き残りを懸けて必死に戦う状況にあったので、将来まで考える余裕はなかった。

1940年7月にドイツの経済相兼ライヒスバンクの総裁であったフンクが、「新秩序」構想を発表した。フンクはドイツとアメリカが世界の二大強国になった状況を想定して、世界の金の大部分を有するアメリカに対抗するには、ドイツが欧州において、金に縛られない決済システムを構築しなければならないと考えた。そこで、二国間で結ばれていた為替清算協定を多角化し、その中心にライヒスバンクを置く案を作った。もともとケインズは金本位制には否定的だったので、フンク案に非常に親近感を持って、1941年9月からケインズが自らの案である清算同盟案を作る際の参考にした。

こうして練られたケインズの多角決済システムは、為替取引を中央銀行に集中させる外貨集中制のシステムである。そこでは民間の為替市場は想定されていない。このように政府中央銀行に外貨を集中させれば、完全に資本移動は規制でき、為替自由化と資本規制とは両立する。

ケインズの構想は、1920～1930年代の国際通貨制度の欠陥が投機や逃避による国際資本移動にあったという、当時の支配的な見方に立っていた。ケインズは、第二次大戦後においては、国際資本移動は国家の管理下に置かれるべきであると考えた。また、資本移動の規制は、国内で低金利政策を実施する上でも非常に好都合であった。

それでは、ブレトンウッズ協定の成立過程で、国際資本移動の問題はどう取り扱われたのだろうか。当初のケインズ案、ホワイト案とともに、加盟国に資本規制の権利を付与すると明記していた。それだけではなく、国際資本移動規制が尻抜けにならないように、規制を実施する際には出し手と受け手の双方の国が協調することも義務化していた。ところが、この案に対してニューヨークの金融界から強い反発が起き、1943年に正式にホワイト案が出された時には、それとは正反対の、為替取引も資本取引も自由化するという案に変わっていた。

しかし、この修正に対してイギリスが反発した。イギリスは、大蔵省だけではなくイングランド銀行も共同歩調をとり、加盟国の資本移動規制の権利を保障すべきだという主張を行った。結局どうなったかというと、最終案では、各国は国際資本移動規制の権利を持つと明記する、しかし、国際協調を義務化する協定は削除するという、折衷案になった。

その後の資本自由化の歴史については、大部分は省略して、1990年代末に起きたIMF協定の改正問題にだけ触れておきたい。

資本自由化の流れの中で、1990年代になると、IMFは4条コンサルテーションなどの場で、為替自由化に加えて資本自由化も促すようになった。つまり、この時期には資本自由

化は IMF において暗黙のコードになっていたのである。そうした状態を規約に明記するために、当時 IMF の専務理事であったカムドシュ(Camdessus)が、1993 年以降、IMF 協定の改正に着手した。この改正のポイントは 2 つあり、1 つは、IMF の目的に為替自由化と並んで資本自由化を併記すること、もう 1 つは、資本自由化を IMF の権限にすることであった。

1994 年 7 月に IMF の MAE (Legal, Monetary and Exchange Affairs Department) を中心に改正作業が始まった。IMF の理事会では、当初は賛成派が少数だったのだが、カムドシュの説得によって、97 年 4 月までに理事の大半が賛成論に転じた。それを受けて同年 9 月に IMF ・世銀総会で、IMF 暫定委員会の「国際資本移動の自由化に関する声明」(香港コミュニケ) が採択され、IMF 理事会に対して IMF 協定の改正が求められた。

ところが、これを契機にして国際的な IMF 資本自由化論争が巻き起こった。ちょうど 1997 年はアジアの通貨危機の年だったこともあり、IMF 協定改正に対する消極論が強まった。アメリカ、イギリスも相次いで支持を撤回するという事態になった。最終的には、IMF が資本自由化を強く促していたロシアが 1998 年に経済危機に陥ったことが打撃になって、協定改正は挫折した。

この協定改正問題を分析した Rawi Abdelal は、この協定改正はカムドシュをはじめする IMF 事務局の独走、あるいは暴走であったと解釈している。

資本自由化を IMF の目的に加えることについては、全体的に反対は少なかったのだが、資本自由化を IMF の権限にすることについては反対がかなりあった。特に途上国の場合は、IMF が資本自由化の権限を持てば、資本自由化がコンディショナリティーに加えられるのではないかと恐れた。アメリカの財務省もこの改正案にはあまり乗り気でなく、積極的にはコミットしなかった。また、金融界も、自らが関心がある特定の国が資本自由化すれば十分であると考えており、全ての加盟国に資本自由化を義務づけることには懐疑的であった。

IMF の調査局長を長い間勤めて、IMF の権化とも言える Jacques Polak も、IMF 協定の改定に反対した。Polak は、「IMF の権限を資本規制にまで拡大するより、規制の緩和された現在の体制を維持するほうが効率的だ」と、現状維持論を唱えた。こうして、IMF は資本自由化に関してニュートラルという立場は維持されることになった。

最後の論点として、途上国と IMF ・世銀 ・国連との関係を見ていきたい。

ブレトンウッズ体制について語られる際に、IMF だけが取り上げられ、世銀はあまり登場しない。「開発」の問題はブレトンウッズ体制の中では落ち着いた悪い問題である。通説的にはブレトンウッズ会議では「開発」は当事者たちの念頭になかったとされている。それはガードナーの本の、世銀は「主として復興のための一機関として考えられていた」、「『開発』という言葉はホワイトの最初の草案にさえ見られなかった」という記述に由来する。

しかし、世銀構想はケインズ案にはなく、ホワイト案だけに存在するものである。ケインズ案が国際清算同盟案だけであるのに対して、ホワイト案は為替安定基金案、プラス復

興開発銀行案という 2 本立てになっている。したがって、世銀構想はアメリカの外交戦略の文脈で見て行かねばならない。

ホワイトの世銀構想の起源が、1940 年 7 月にローズベルト大統領が議会に批准を求めた米州銀行協定にあることは、以前から指摘されていた。オリバー(Oliver)の世銀史に関する 1975 年の本では、かなり詳しい説明がなされている。しかし、この本はあまり注目されず、ガードナー説のほうが通説化していた。ところが最近、ヘライナーが、ブレトンウッズ体制の成立を途上国側から見た研究を出版し、ブレトンウッズ会議と「開発」との関係問い直した。

ブレトンウッズ会議自体は、英米の妥協案が成立した後に開催したので、他の加盟国の意見がそこに反映される余地はほとんどなかった。しかし、ホワイト案の作成過程を遡ると、種々の新しい事実が見えてくる。ヘライナーは、ブレトンウッズ会議参加 44 カ国中 19 カ国がラテンアメリカの国であったことに着目して、主としてラテンアメリカ諸国と世銀構想との関係に着目した。

戦時期にラテンアメリカにドイツの影響力が急速に浸透し、アメリカはこれに対して善隣外交で対抗した。その際に構想された一つの案が、ラテンアメリカに貿易・金融等の便宜を提供する米州銀行であった。ホワイトは 1939 年 9 月に米州銀行の案を編成するための財務省の代表に指名され、39 年から 40 年の米州銀行協定の作成過程に参加した。

この構想では、米州銀行は貿易取引の清算を行う機関にとどまらず、開発資金も融資することをうたっていた。しかし、ルーズベルトの提案はアメリカ議会の賛成を得ることができず、結局日の目を見なかった。

ヘライナーは、ホワイトには「開発」が念頭になかったとするガードナー説を批判する論拠として、米州銀行案および、その当時のアメリカ政府のラテンアメリカ諸国への働きかけを挙げている。アメリカは、米州銀行案を作成する以外にも、1940 年代の前半にラテンアメリカ諸国に対してさまざまな金融技術協力を行った。

第 1 に、1941 年から 42 年のキューバ調査団が挙げられる。これはキューバの中央銀行改革、金融改革を行う案を作るためのアメリカの調査団であったが、この調査団でホワイトは非常に積極的、中心的な役割を果たした。

第 2 は、1943 年から 44 年にトリフィン(Robert Triffin)が加わった、FRB のパラグアイ調査団である。この調査には、アルゼンチンのプレビシュ (Raul Prebisch) も参加し、開発志向の金融改革案が練られた。こうした金融制度改革案は、ケインズ主義的な色彩が強く、両大戦間期アメリカのラテンアメリカ使節団の古典派経済学的な改革プランとは対照的だと、ヘライナーは指摘している。

開発という点では、国連も非常に重要な役割を持つ。1944 年に国連憲章が採択され、45 年に国連が発足したが、国連の目的の一つである、社会的進歩と生活水準の向上という目的を達成するために、経済社会理事会 (ECOSOC) が設置されることになった。しかし IMF は ECOSOC から距離を置こうとし、ECOSOC が発足した際に、IMF はみずからの機関を、

国連から独立した専門機関だと主張し、それを認めさせた。

ECOSOC は、雇用と成長のための国際協力を実現するために、完全雇用達成のための国際協調を実現するという、「国際的ケインズ主義」の道を進もうとしていた。1949 年末に作成された報告書「完全雇用のための国内的・国際的手段」は、ケインズの弟子の **Nicholas Kaldor** が執筆したものである。

この案は、先進工業国の貿易黒字を IMF に預託して、これを後進国の完全雇用達成の目的のために使うという、非常に大胆な提案をしている。これに対して IMF は、完全雇用よりも多角的国際貿易のほうを優先すべきだという批判を加えた。

ECOSOC と並んで重要な意味を持ったのが、1948 年に設置された ECLA（国連ラテンアメリカ経済委員会）である。ECLA はチリのサンチャゴに本部があり、構造主義開発経済学と呼ばれるプレビッシュ・シンガー（**Prebisch-Singer**）理論の拠点になった。それは後の、UNCTAD の設立（1964 年）につながっていく。その中心であったプレビッシュは、1935 年にアルゼンチン中央銀行創設時に総支配人に抜てきされ、43 年に軍事政権によって追放されるまで中央銀行家として活躍した人物である。

このプレビッシュをはじめとするラテンアメリカの人たちは、大恐慌によって第一次製品の価格が下落して大打撃を受けたことから、一次産品価格の安定に強く関心を持っていた。ホワイトの復興開発銀行案の初期の案には、一次産品価格の安定のための融資も掲げられているが、そこに、こうした問題の影響を見てとることができよう。

その当時、ラテンアメリカ諸国が問題にしたのは、景気変動による一次産品価格の変動というリスクにとどまり、先進国と「後進国」との構造的な格差にまで及んでいなかった。**Hans W.Singer** が、一次産品の交易条件の長期的悪化傾向を発見し、先進国と途上国との所得分配を問題とし、**Prebisch-Singer** モデルの形成に貢献したのは 1949 年のこのことである。

IMF・世銀は、国連と距離を置こうとしたが、現実に国連の場で途上国側からさまざまな要求が出てくると、IMF・世銀も対応せざるを得ない状況になった。例えば 1957 年には、ECOSOC が国連開発特別基金（SUNFED）をつくれという要求を出すと、それに対抗する形で世銀は、1960 年に国際開発協会（IDA、第二世銀）を設けた。そして、一次産品価格問題への対応としては、63 年に IMF が保証融資制度を設けるという対応を行った。

以上、非常に雑ばくな話に終始してしまっただが、最後に簡単にまとめておくと、1 点は、第二次世界大戦後の国際経済秩序を理解するためには、固定相場制、金ドル本位制だけではなく、完全雇用政策、資本移動規制さらには開発も含めなければならないということである。ある意味では、マンデル・フレミングのトリレンマの歴史的解釈ということになるかもしれない。

2 点目は、ブレトンウッズ体制は IMF だけで成り立っているわけではなく、世銀はもちろん、国連、BIS、OECD、さらには非公式の組織である G10 まで含めた重層的な構造だということである。

従って、1971年8月15日をもってブレトンウッズ体制が崩壊した一言で片づけることはできない、というのが本日の報告の結論である。

どうもご清聴ありがとうございました。